

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年8月21日(2014.8.21)

【公開番号】特開2013-53088(P2013-53088A)

【公開日】平成25年3月21日(2013.3.21)

【年通号数】公開・登録公報2013-014

【出願番号】特願2011-191441(P2011-191441)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/19 (2006.01)

A 6 1 K 8/73 (2006.01)

A 6 1 K 8/84 (2006.01)

A 6 1 Q 19/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/19

A 6 1 K 8/73

A 6 1 K 8/84

A 6 1 Q 19/00

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月3日(2014.7.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

<2>本発明の皮膚外用剤のホスホリルコリンを残基とするポリマー、コポリマー
 本発明の皮膚外用剤は、ホスホリルコリンを残基とするポリマー、コポリマーを、粉体に被覆させた状態で含有することを必須の構成要素とする。ホスホリルコリンを残基とするポリマー、コポリマーとしては、ポリメタクリロイルオキシエチルホスホリルコリン、メタクリロイルオキシエチルホスホリルコリン・メタクリル酸ブチルコポリマー(ポリクオタニウム51)、メタクリロイルオキシエチルホスホリルコリン・メタクリル酸ステアリル(ポリクオタニウム61)等が好適に例示できる。これらは唯一種を用いても良いし、二種以上を組み合わせて用いても良い。被覆はメカノケミカルに行けば良く、例えば、当該高分子の水溶液と、粉体とをコボルミルなどで処理し、かかる後に、水分を除去し、残渣を粉碎などすれば調整することが出来る。被覆されるべき粉体としては、化粧料などで汎用されているものが好ましく、中でも、板状の粉体がより好ましい。具体的には、タルク、セリサイト、マイカ、チタンマイカ、チタンセリサイトなどが好適に例示できる。粉体と前記ホスホリルコリン残基を有するポリマー又はコポリマーの好ましい質量比は、999:1~9:1が好ましく、より好ましくは99:1~95:5である。本発明の皮膚外用剤においては、かかる粉体はホスホリルコリン残基の生理的効果を発現するベースとなり、ヒアルロン酸類と競合することなく水分保持機能を発現し、粉体含有皮膚外用剤の使用時に出現しがちな乾燥感の発現を抑制する効果を有する。この様な作用を発現させるためには、前記処理粉体を0.1~10質量%含有することが好ましく、1~5質量%含有することがより好ましい。